

南朝の郡太守の班位と清濁

野田, 俊昭

<https://doi.org/10.15017/2230272>

出版情報 : 史淵. 127, pp.77-110, 1990-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

南朝の郡太守の班位と清濁

野 田 俊 昭

序

南朝の官制上における郡太守の地位について考える際、現在差し当りつぎの二点が問題となる。

(一) 梁の天監七年(五〇八)に(文官としての)流内十八班制が施行されているが、その際の郡太守の班位はどの程度のものであったのか。

(二) 郡太守は六朝官制の特色のひとつとされる官の清濁とは無関係であったのか、それとも郡太守についても清官、濁官の別があったのか。

(一) については、『隋書』卷二十六百官志上、及び『通典』卷三十七職官十九梁官品に、それぞれの官が第何班に位置するかが示されている。しかし、郡太守については具体的な記載はない。こうした流内十八班制における郡太守の班位については、夙に嚴耕望氏の言及があり、以下のように述べられている。⁽¹⁾

『漢制、郡国守相秩二千石、三輔秩中二千石。秩祿表官位。自魏立九品制、遂以品表位此正史官志及通典記之頗詳。惟齊梁之制、則闕而不詳。按梁制以班序位、而以班多者為貴。但隋書百官志記梁制云・「郡守及丞各十班。」通典三七同。按此云「十班」、意謂十等、但班第不明。考食貨志述梁制云・「丹陽、吳郡、会稽等郡同太子詹事、尚

書班、高涼、晋康等小郡、三班而。」檢太子詹事第十四班、列曹尚書第十三班、是大小郡之地位恰為十等、与百官志合。亦即大郡地位高至第十三班、小郡地位低至三班也。可補百官志未所備。』

この『隋書』百官志上、『通典』梁官品にみえる「郡太守を十班と為す」とする「十班」を十等に分かれた班位を意味するとする嚴氏の見解をとらず、右の「十班」を文字通り班位としての流内第十班と解し、流内十八班制施行以降の郡太守の班位を一律に流内第十班とする見解も依然として存在しているようである。⁽²⁾これは恐らく、嚴氏が自己の見解を証する論拠として引用された『隋書』の「丹陽、吳郡、会稽等郡同太子詹事、尚書班、高涼、晋康等小郡、三班已而」という記事が、『隋書』では食貨志にみえ、⁽³⁾各官の秩禄を述べた文脈のなかに存在していること、嚴氏が丹陽尹、吳郡太守、会稽太守などが官序上太子詹事、列曹尚書の班位に相当することを具体例について示されなかつたからではなからうか。

小論ではまず、嚴氏の示された郡太守の班位についての理解が、すでに宋から齊にかけて郡太守の官位について分岐がみられることなどから、充分に妥当性をもつものであると思われることについて述べる。

つきに、(一)についてであるが、東晋南朝の官人は、梁の天監七年を頂点として断行された所謂天監の改革（以下これを「改革」という。この「改革」の一環として流内十八班制が施行されたわけである）以前についていえば、郷品一・二品をもつ階層に属するもの（以下これを甲族という）、郷品三・四・五品をもつ階層に属するもの（以下これを次門という）、郷品六・七・八・九品をもつ階層に属するもの（以下これを後門という）の三層に大別される。これらは同時に甲族を最上位とし、以下次門、後門とつづくヒエラルキーを構成するものでもある。

ところで、梁の武帝は「改革」において、以降後門が官人たるべきことを否定している。したがって、「改革」以降にあっては、官人たるべきものは原則上甲族、次門のものに限られるようになったわけである。

南朝にあっては、清官は通常甲族出身者のみが排他的独占的につくべきであった。甲族出身のものが起家以降につ

いていく一連の清官からなる官序は、清塗などと称された。一方、濁官は次門以下の出身のもがもっぱらつくべきものであった。⁽⁴⁾

ところで、清官、濁官にどのような官があったかについては、先学によってかなり明らかとなった。⁽⁵⁾しかし、地方官、小論で問題とする郡太守については清官、濁官の区別とは無関係であったとする見解も存する。⁽⁶⁾小論ではつぎに、郡太守についても決して清官、濁官の区別と無関係ではなく、清官とされる郡太守と濁官とされる郡太守が存在したことに於いて述べる。(このことは地方官といえども官の清濁ということと決して無関係でなかったことを意味する。なお、いうまでもないが郡内史も郡太守にふくめて論ずる。)

一 宋齊時代における郡太守の官位の分化

周知のように、郡太守は宋時代、官品表のうえでは一律に第五品に位置づけられている。これは齊時代であっても同様であろう。⁽⁷⁾しかし、天監七年の流内十八班制の施行に当たって、郡太守の班位に分化が生じていたとするなら、それに先行する宋から齊にかけて、すでに郡太守の官位に分化が生じていたであろうことが当然予測される。以下そのことについてみるが、それにさきだって確認しておかなくてはならないのは丹陽尹の官位についてである。丹陽尹は宋齊時代、官品表のうえでは第三品とされている。結論からさきにいえば、宋齊時代を通じて丹陽尹は名実ともに第三品官であった。

ところで、宮崎市定氏は大著『九品官人法の研究』のなかで、「清要官の発達」と題して秘書郎、著作佐郎などに起家する階層の人々、小論という甲族層に属する人々がとる官序について考察され、彼らが一般的にいうと、つぎのような官序をとることを明らかにされた。

中書侍郎・黄門侍郎・太子中庶子のうち二官——尚書吏部郎または司徒左長史——侍中

という官序である。中書侍郎、黄門侍郎は魏晋以来第五品で、これは宋齊時代にあっても変化なかった。一方、尚書吏部郎、司徒左長史は宋齊時代、官品表のうえではそれぞれ第六品とされているが、当時何れもその実質的官位を上昇させ、第四品相当の官位をもつにいたっている。⁸⁾侍中は名実ともに第三品官である。このうち中村圭爾氏は、さらに侍中より以上の官序について考察を加えられ、彼らが一般的にいうと、侍中よりのちに列曹尚書、中書令、太常、吏部尚書、中領軍、中護軍、領軍將軍、護軍將軍、尚書（左右）僕射、尚書令などの第三品官につくことを明らかにされた。⁹⁾丹陽尹は右の官序に引き当てた際、列曹尚書などの侍中より以上の第三品官と同等の官位を一貫して保持していたわけである。具体例についてみる。

『宋書』卷四十六趙倫之伝に、趙伯之の子伯符について、

（元嘉二十二年）（四四一）、為護軍將軍、復為丹陽尹、

とある。護軍將軍は第三品官で、さきに述べたように官序上侍中の上位に位置する。つぎに、『宋書』卷五十一宗室に、長沙景王道憐の孫秉について、

太宗（宋明帝）泰始初、為侍中、頻徙左衛將軍、丹陽尹、太子詹事、吏部尚書、

とある。左衛將軍は宋齊時代、官品表のうえでは第四品に位置しているが、前述した尚書吏部郎、司徒左長史などと同様にその実質的官位を上昇させ、当時第三品官に相当する官位をもつにいたっている。これは右衛將軍についても同様である。¹⁰⁾吏部尚書は第三品官で、すでにふれたようにその官序上の位置は侍中の上位にある。したがって、この記事は秉が三品官を渡り歩いたが、そのなかに丹陽尹があったと理解すべきものである。さらに、『宋書』卷五十二袁豹伝に、袁豹について、

遷御史中丞、……孟永卒、豹代為丹陽尹、

とある。御史中丞は名実ともに第四品官である。さらに、『宋書』卷五十二楮叔度伝に、叔楮度の兄秀之について、

歴頭位、……侍中、左衛將軍、左民尚書、丹陽尹、

とある。左民尚書(列曹尚書)はすでにふれたように第三品官で、その官序上の位置は侍中の上位にある。つぎに、

この人事は結局実現しなかったが、『宋書』卷五十三庾炳之伝に、庾炳之について、

頃之、転侍中、本州大中正、遷吏部尚書、領義陽王師、太祖(宋文帝)欲出為丹陽(尹)、

とある。さらに、『宋書』卷五十三謝方明伝に、謝方明について、

遷侍中、永初三年(四二二)、出為丹陽尹、

とあり、『宋書』卷五十四孔季恭伝に、孔季恭の弟靈符について、

自侍中為輔國將軍、兗州刺史、入為丹陽尹、

とあり、『宋書』卷五十四羊玄保伝に、羊玄保について、

入為都官尚書、左衛將軍、加給事、丹陽尹、

とある。都官尚書(列曹尚書)の官位についてはすでにふれた。つぎに、『宋書』卷六十四鄭鮮之伝に、鄭鮮之につ

いて、

遷太常、都官尚書、永初二年(四二二)、……出為丹陽尹、復徵為都官尚書、加散騎常侍、

とある。所謂諸卿のなかには宋齊時代、官品表のうえでは第三品に位置しているのにもかかわらず、その実質的官位

を黃門侍郎程度、つまりは第五品官程度に低下させたものも生じているが、⁽¹²⁾ さきにもたように太常についてはそうし

たことはなく、名実ともに第三品としての官位をもち、その官序上の地位は侍中の上位にあった。さらに、『宋書』

卷六十六何尚之伝に、何尚之について、

(元嘉)十二年(四三五)、遷侍中、(太子)中庶子如故、尋改領游擊將軍、……乃以尚之為(丹陽)尹、……乃徙

尚之為祠部尚書、領国子祭酒、

とある。祠部尚書（列曹尚書）の官位についてはすでにふれた。つぎに、『宋書』卷六十九王准之伝に、王准之に就いて、

明年（元嘉三年）（四二六）、徙為都官尚書、改領吏部、……出為丹陽尹、……十年卒、……追贈太常、とあり、『宋書』卷七十二宗室文九王に、建平宣簡王宏の子景素について、

太宗初、太子左衛率、加給事中、……丹陽尹、

とある。太子左衛率は宋齊時代、官品表のうえで第五品に位置づけられているが、実質的にはその官位を上昇させ、第四品官相当の官位をもつにいたっている。これは太子右衛率についても同様である。⁽¹³⁾ つぎに、『宋書』卷七十

八劉廷孫伝に、劉廷孫について、

世祖（宋孝武帝）即位、以為侍中、領前軍將軍、……孝建元年（四五四）、遷丹陽尹、とあり、『宋書』卷八十一劉秀之伝に、劉秀之について、

大明元年（四五七）、徵為右衛將軍、明年、遷丹陽尹、其年、遷尚書右僕射、

とある。右衛將軍の官位についてはすでにふれた。尚書（左右）僕射の官位はもとより第三品であり、その官序上の地位は侍中の上位にある。以上の例から、宋時代丹陽尹が名実ともに第三品官としての地位を保持していたことが理解されよう。

つぎに、齊時代についてであるが、管見の及ぶ限りでは各人の官序のうえで丹陽尹は単独で現われることはなく、他官を併せもつかたちで現われており、宋時代のように明確ではないが、その殆んどが宋時代と同様に侍中以上についたのちに現われており、齊時代であっても、各実ともに第三品官としての官位を保持していたとあやまりなからう。⁽¹⁴⁾

以上を確認したうえで、ここで『宋書』卷五十八宗室武二王をみると、

(劉斌) 自司徒右長史擢為(司徒) 左長史、……(彭城王) 義康欲以斌為丹陽尹、言次啓太祖、陳其家貧、上覓其旨、義康言未卒、上曰、以為吳郡、後會稽太守羊玄保求還、義康又欲以斌代之、又啓太祖曰、羊玄保欲還、不審以誰為會稽、上時未所擬、倉卒曰、我已用王鴻、

とある。右に見える羊玄保については、『宋書』卷五十羊玄保伝に、

入為都官尚書、左衛將軍、加給事中、丹陽尹、會稽太守、又徙吳郡太守、加秩中二千石、太祖以玄保廉素寡欲、故頻授名郡。

とある。さらに、『宋書』何尚之伝に、孟覲について、

兄昶貴盛、顯不就辟、昶死後、……遂歷吳郡、會稽、丹陽三郡、侍中、僕射、太子詹事、復為會稽太守、卒官、とある。これらは吳郡太守、會稽太守の官位が丹陽尹のそれとほぼ同等のものであることを察せしめるところがある。そうすると、ここで會稽太守、吳郡太守の官位が実質上第三品であったとする想定が可能となる。具体例に即してみていってみよう。

まず、會稽太守についてであるが、『宋書』卷五十三謝方明伝に、謝方明について、

遷侍中、永初三年(四二二)、出為丹陽尹、……転會稽太守、とあり、『宋書』孔季恭伝に、孔季恭の弟靈符について、

世祖大明初、自侍中為輔國將軍、兗州刺史、……入為丹陽尹、……靈符自丹陽(尹) 出為會稽太守、

とある。これらの例も會稽太守と丹陽尹の官位がほぼ同程度であったことを察せしめよう。さらに、『宋書』卷四十六張邵伝に、張邵について、

転侍中、孝建二年(四五五)、出為會稽太守、卒、

とあり、『宋書』卷四十七劉懷肅伝に、劉懷肅について、

高祖（宋武帝）以旧恩、懷肅見寵授、至会稽太守、尚書、金紫光祿大夫、

とある。先述したように、列曹尚書は官序上侍中の上位にある。さらに『宋書』楮叔度伝に、楮叔度の兄淡之について、

高祖受命、為侍中、……乃以淡之為会稽太守、

とあり、『宋書』五十三張茂度伝に、張茂度について、

徵為都官尚書、加散騎常侍、固辞以疾、就拜光祿大夫、加金章紫授、……元嘉十八年（四四一）、除会稽太守、……明年卒於官、

とあり、『宋書』孔季恭伝に、孔季恭の子山士について、

歴頭位、侍中、会稽太守、坐小弟駕部郎道覆逼略良家子女、白衣領郡、元嘉二十七年（四五〇）、卒官

とあり、『宋書』卷六十三王華伝に、

華従父鴻、五兵尚書、会稽太守、

とある。これはさきに劉斌についてみた時に、文帝によって倉卒に会稽太守とされた王鴻と同一人物であろう。さら

に、『宋書』卷七十九宗室文五王に、王翼之について、

官至御史中丞、会稽太守、広州刺史、

とある。御史中丞の官位についてはすでにふれた。

名実ともに第三品官たる丹陽尹とはば同等の官位をもつことを察せしめる記事と、それゆえに官序上侍中以上に位置づけられていたことを示す記事から、宋齊時代会稽太守が実質的には第三品官相当の官位を保持していたことが想定されよう。

つぎに、吳郡太守についてであるが、『宋書』卷五十三江夷伝に、江夷について、

尋拜吏部尚書、為吳郡太守、……復為丹陽尹、

とある。これは吳郡太守と丹陽尹がほぼ同等の官位にあったことを察せしめよう。さらに、『宋書』卷八十一顧顥之伝に、顧顥之について、

(大明)二年(四五八)、転吏部尚書、四年、致仕、不許、加左軍將軍、出為吳郡太守、八年、復為吏部尚書、加給

事中、未拜、欲以為会稽(太守)、不果、還為吳郡太守、

とあり、『南齊書』卷三十二王延之伝に、王延之について、

遷侍中、領射聲校尉、未拜、出為吳郡太守、……除吏部尚書、侍中、領右軍、竝不拜、復為吏部尚書、領驍騎將軍、出為後軍將軍、吳興太守、遷都督浙東五郡、会稽太守

とある。この二つの記事は吳郡太守が会稽太守とほぼ同等の官位をもつものであったことを察せしめる。

ここで、『宋書』卷四十二劉穆之伝をみると、劉穆之の子式之について、

還為太子右(衛)率、左衛將軍、吳郡太守

とある。太子左衛率と左衛將軍の官位についてはすでに述べた。つぎに、『宋書』卷五十一宗室に、長沙景王道憐の孫退について、

太宗世、歷黃門侍郎、都官尚書、吳郡太守、

とあり、『宋書』卷五十三庾登之伝に、庾登之について、

元嘉五年(四二八)、……入為司徒右長史、尚書吏部郎、司徒左長史、……出為吳郡太守、……以事免官、とあり、『宋書』卷五十三張茂度伝に、

茂度同郡陸仲元者、晋太尉元曾孫、以事用見知、歷清職、吏部郎、右衛將軍、侍中、吳郡太守、

とある。右衛將軍の官位についてはすでにふれた。つぎに、『宋書』卷五十七蔡興宗伝に、蔡興宗について、

世祖踐阼、……遷侍中、……留為左民尚書、出興宗吳郡太守、固辭郡、

とある。この人事は結局実現しなかったが、蔡興宗は列曹尚書にあつた時に、吳郡太守につけられようとしたわけである。さらに、『宋書』卷五十九殷淳伝に、殷淳の父穆について、

(高祖) 及受禪、輒散騎常侍、國子祭酒、復為五兵尚書、吳郡太守、太祖即位、為金紫光祿大夫、領竟陵王師、遷護軍(將軍)、

とある。護軍將軍の官位についてはすでにふれた。さらに、『宋書』何尚之伝に、何尚之の父叔度について、

時叔度為尚書、後為金紫光祿大夫、吳郡太守、加秩中二千石、元嘉八年(四三二)、卒、

とあり、『宋書』卷八十一顧琛伝に、丘淵之について、

太祖即位、以旧恩歷頭官、侍中、吳郡太守、都官尚書、卒於太常、

とある。太常の官位についてはさきにふれた。さらに、『宋書』卷八十五謝莊伝に、謝莊について、

又除吳郡太守、莊多疾、不棄去京師、又除前職、

とあるが、前職とは吏部尚書領國子博士である。さらに、『宋書』卷六十三王曇首伝をみると、王曇首について、

遷太子詹事、侍中如故、……時兄弘録尚書事、又為揚州刺史、曇首為上(文帝)所親委、任兼西宮、彭城王義興与弘並録、意常快快、又欲得揚州、形於任要、以曇首居中、分其權任、愈不悅、曇首固乞吳郡(太守)、

とある。これは緊急避難的な人事で、かつこの曇首の要求は文帝によって拒否されているが、太子詹事侍中たる曇首が求めた地方官が吳郡太守であつたことは、小論の論旨から注目すべきである。さらに、『南齊書』卷三十二何戡伝に、何戡について、

復為侍中、……出為吳郡太守、以疾歸、為侍中、秘書監、仍轉中書令、

とあり、『南齊書』卷三十三張緒伝に、張緒について、

緒又遷侍中、郎如故、……即出緒為吳郡太守、……遷祠部尚書、領中正、

とある。吳郡太守が丹陽尹、会稽太守とはほぼ同等の官位をもっていたことを察せしめる記事と、官序上侍中以上に位置づけられていたことを示す記事は、宋齊時代吳郡太守の官位が第三品官相当にまで上昇していたことを察せしめよう。

ところで、ここで『宋書』卷五十二謝述伝をみると、謝述について、

転左衛將軍、……除吳郡太守、以疾不之官、病差、補吳興太守、在郡清省、為吏民所懷、(元嘉)十二年(四二五)、卒、

とある。これは吳興太守が吳郡太守と同等の官位をもつものであったことを察せしめよう。そこで吳郡太守、会稽太守の場合と同じように各人の官序の過程で吳興太守がどのようなかたちで現われるかをみてみる。まず、『宋書』劉穆之伝に、劉穆之の孫瑀について、

大明元年(四五七)、……明年、遷吳興太守、……及為吏部尚書、意弥憤憤、

とあり、『宋書』卷四十五王謙之伝に、王謙之について、

世祖初、歷驍騎將軍、御史中丞、吳興太守、……大明三年(四五九)、卒

とあり、『宋書』卷五十一宗室に、長沙景王道憐の孫韞について、

太宗嘉其誠、以為黃門郎、太子中庶子、侍中、加荊、湘、南兗州刺史、吳興太守、侍中、領左軍將軍、とあり、同じく韞の弟勰について、

侍中、吳興太守、後廢帝元徽元年(四七三)、卒、

とあり、同卷に劉思考について、

起為散騎常侍、五兵尚書、遷吳興太守、秩中二千石、(元嘉)二十五年(四四八)、徵為領軍(將軍)、
とあり、『宋書』卷五十三張永伝に、張永について、

其年(大明八年)(四六四)、召為御史中丞、前廢帝永光元年(四六四)、出為吳興太守、遷度支尚書、
とあり、『宋書』卷五十八王惠伝に、王惠について、

遷太子詹事、軫尚書、吳興太守、少帝即位、以蔡廓為吏部尚書、不肯拜、乃以惠代焉。

とあり、『宋書』殷淳伝に、殷淳の弟冲について、

復為太子中庶子、尚書吏部郎、御史中丞、有司直之称、出為吳興太守、入為度支尚書、

とあり。御史中丞の官位についてはすでにふれた。『宋書』卷六十一王韶之伝に、王韶之について、

少帝即位、遷侍中、驍騎(將軍)如故、景平元年(四二三)、為吳興太守、……(元嘉)十年(四三三)、徵為祠部
尚書、加給事中、

とあり、『宋書』卷七十四沈攸之伝に、沈攸之について、この人事は結局実現はしなかったが、

泰始四年(四六八)、徵攸之為吳興太守、辞不拜、仍除左衛將軍、領太子中庶子、

とあり、『宋書』卷七十八蕭思話伝に、蕭思話について、

歷黃門侍郎、御史中丞、司徒左長史、吳興太守、後廢帝元徽末、卒官、

とあり、『宋書』卷八十一顧琛伝に、顧琛について、

事平、遷吳興太守、孝建元年(四五四)、徵為五兵尚書、未拜、

とあり、『宋書』卷九十三隱逸に、王曇首について、

歷頭位、吏部尚書、太常卿、大明末、為吳興太守、

とあり、『南齊書』卷三十五宗室高祖十二王に、臨川獻王映の子子晋について、

歴東陽吳興二郡太守、秘書監、領後軍將軍、永元初、為侍中、遷左民尚書、
とあり、『南齊書』卷四十三謝朓伝に、謝朓について、

遷司徒左長史、出為吳興太守、……吏部尚書、

とあり、『南齊書』卷四十四徐孝嗣伝に、徐孝嗣について、

建元初、……転充御史中丞、……出為吳興太守、上（齊高帝）徵孝嗣為五兵尚書、

とあり、『南齊書』卷四十四沈文季伝に、沈文季について、

転秘書監、出為吳興太守、

とある。秘書監は第三品官と思われる。さらに、『南齊書』卷四十六蕭惠休伝に、蕭惠休について、

遷侍中、領歩兵校尉、永元元年（四九九）、徙吳興太守、徵為（尚書）右僕射、

とあり、『梁書』卷十六王瑩伝に、王瑩について、齊時代のこととして、

乃遷侍中、……復為侍中、領射聲校尉、……遷吳興太守、

とあり、『梁書』卷二十一柳惲伝に、柳惲について、

天監元年（五〇一）、除長兼侍中、……二年、出為吳興太守、

とある。吳郡太守とはほぼ同官位であることを察せしめる記事が存在すること、官序上侍中よりも上位に位置づけられていたと思われるところから、吳興太守についても、宋齊時代その官品を第三品程度に上昇させていたことが想定されるであらう。

以上より、宋齊時代、会稽太守、吳郡太守そして吳興太守がその官位を官品表の示す第五品から実質的には第三品程度に上昇させていたことが想定できよう。なお、丹陽尹は名実ともに第三品官としての官位をもっていたわけである。

一方、官品表通りに第五品（以下？）の官位に止まっている郡太守も当然存在している。『南齊書』卷四十七王融伝に、

父道琰、廬陵太守、融神明警敏、博才有文才、……融以父官不通、弱年便紹興家業、啓世祖（齊武帝）求自試、

とある。廬陵太守が道琰の極官であったと考えられる。宋齊時代、各人の官序について「通」といった際、それはそのものが第四品以上の官につくことをいう。⁽¹⁷⁾ そうすると、廬陵太守就官を「不通」とする右の記事は、廬陵太守の官位が官品表通り第五品であったことを示したものとなるが、廬陵太守の官位は中書侍郎程度もしくはそれ以下のものであったと考えられる。ここで、『宋書』卷八十四鄧琬伝をみると、晋安王は僭称に際して、自らの側に投じた官人をそれぞれ昇進させているが、その際、廬陵内史であった殷損の官を進めて中書侍郎としている。さらに、『南齊書』卷四十六袁象伝に、袁象について、

出為廬陵太守、豫州治中（従事史）、太祖（齊高帝）太傅主簿、秘書丞、遷中書侍郎、兼太子中庶子、

とある。秘書丞は官序上中書侍郎の下位にある。⁽¹⁸⁾ かくて宋齊時代、廬陵太守が中書侍郎と同等もしくはそれより以下の官位、つまりは第五品（以下？）の官位しかもたなかったことが理解されよう。

なお、『宋書』卷六十三范曄伝をみると、范曄について、

頃之、遷尚書吏部郎、元嘉九年（四三二）冬、……左遷宣城太守、

とある。これは宣城太守の官位が尚書吏部郎、つまりは第四品官よりも下位にあったことを示したものとなろう。

二 流内十八班制施行以降の郡太守の班位

すでにみたように宋齊時代郡太守について、第三品以上の高い官位をもつ郡太守と、官品表通り（もしくはそれ以下）

下)の官位しかもたない郡太守とに分化していたとするならば、当然そうした官位の分化ということが流内十八班制に反映しているはずである。侍中、列曹尚書などの旧来の第三品官は流内第十二班以上に位置づけられていることから、右にみた高い官位をもつ郡太守も必ずや流内第十二班以上の官位をもったであろう。以下このことを前節でみた各郡太守ごとに分列にみていく。⁽¹⁹⁾ () は班位である。

まず、丹陽尹についてであるが、『梁書』卷二十三蕭藻伝に、蕭藻について、

大通二年(五二八)、為中權將軍(?)、太子詹事(十四)、出為丹陽尹、……入為安左將軍(?)、尚書左僕射(十五)、加侍中(十二)、

とあり、『梁書』卷二十九宗室高祖三王に、邵陵攜王綸について、

(普通)七年(五二六)、拜侍中(十二)、中大通元年(五二九)、為丹陽尹、

とあり、『陳書』卷九吳明徹伝に、吳明徹について、

徵為中領軍(十四)、(陳)廢帝即位、授領軍將軍(十五)、尋遷丹陽尹、

とある。事例は少いが、宋齊時代丹陽尹が一貫して第三品の官位を保持していたことを併せ考えると、流内等十二班以上の班位をもっていたとして誤りなからう。つぎに、吳郡太守についてであるが、『梁書』卷四十一王規伝に、王規について、

大通三年(五二九)、遷五兵尚書(十三)、俄領步兵校尉(七)、……仍為吳郡太守、……俄徵左民尚書(十三)、とあり、『梁書』卷七皇后に、太宗(梁元帝)簡皇后の父王竊について、

尋徙吳郡(太守)、(天監)八年(五〇九)、入為太府卿(十三)領後軍將軍(?)、遷太常卿(十四)、とあり、『陳書』卷二十四袁憲伝に、

(太建)六年(五七四)、入為侍中(十二)、六年、除吳郡太守、以父任固辞、改授明威將軍(?)、南康内史(?)、

……九年、秩滿、除散騎常侍（十二）、兼吏部尚書（十四）、尋而為真、とあり、『陳書』卷十七王冲伝に、王冲について、

歴……侍中（十二）、出監吳郡、滿歲即真、徵為通直散騎常侍（十一）、兼左民尚書（十三）

とある。これらの例から、流内十八班制において吳郡太守がほぼ流内第十三班程度に位置づけられていたことが想定できよう。さきにもみた『隋書』食貨志の「丹陽云々」とある記載にしたがえば、列曹尚書の班位に相当する。

つぎに、吳興太守についてであるが、『梁書』柳惲伝に、柳惲について、

徵為秘書監（十一）、領左軍將軍（？）、……復為吳興太守六年、天監十六年（五一七）、卒、贈侍中（十二）、中護軍（十四）、

とあり、『梁書』卷二十八夏侯夔伝に、夏侯夔について、

還除給事黃門侍郎（十）、普通三年（五二二）、代兄竇為吳興太守、尋遷仮節征遠將軍（？）西陽武昌二郡太守（？）、

七年、徵為衛尉（十二）、

とあり、『梁書』卷三十四張贇伝に、張贇について、

（大通）三年（五二九）、入為度支尚書（十三）、……出為吳興太守、……大同二年（五三六）、徵為吏部尚書（十四）、

とあり、『梁書』卷四十三張嶮伝に、張嶮について、

中大同元年（五四六）、徵為太府卿（十三）、俄遷吳興太守、

とあり、『梁書』皇后に、王儇について、

（天監）十一年（五二二）、遷中書令（十三）、加員外散騎常侍（十）、……出為吳興太守、……徵還復為度支尚書（十三）、加給事中（四）、領射聲校尉（七）、

とあり、『梁書』卷十五謝覽伝に、謝覽について、

普通二年（五二一）、為散騎常侍（十二）、信威將軍（？）、四年、転散騎侍郎（八）、中領軍（十四）、出為吳興太守、……大通二年（五二八）、徵為仁威將軍（？）、衛尉卿（十二）、尋為侍中（十二）、兼領軍將軍（十五）、

とあり、『梁書』卷二十六蕭琛伝に、蕭琛について、

遷吳興太守、……普通元年（五二〇）、徵為宗正卿（十三）、

とあり、『陳書』卷十七袁枢伝に、袁枢について、

紹泰元年（五五五）、除員外散騎常侍（十）、兼侍中（十二）、二年、兼吏部尚書（十四）、其年、出為吳興太守、永

定二年（五五八）、徵為左民尚書（十三）、

とあり、『陳書』卷三十一任忠伝に、

入為領軍將軍（十五）、加侍中（十二）、……出為吳興太守、加秩中二石、とある。班内第十三班についたのちに吳興太守につきついで流内第十四班の官につく例、流内第十三班の官と流内第十三班の官に挟まれて現われる例が多くみえることから、吳興太守の班位もほぼ流内十三班程度、『隋書』食貨志の記載にしたがえば、列曹尚書の班位とほぼ同等の班位をもつものとしてよからう。

なお、会稽太守については単独で現われることがなく遺憾ながら具体的な班位を考え難い。もちろん他の官を併せもって現われる場合、その殆んどが流内十二班以上の官についてのちのことである。会稽太守の班位についても、吳郡太守などと同様のことを想定してもさしつかえないのではなからうか。

一方、流内第十二班以下の低い班位の郡太守も当然存在する。本来これについては廬陵太守についてみるべきであろうが、残存史料から廬陵太守の班位を推定することは困難であるから、比較的班位の推定しやすい建安太守を例にとる。（ ）は班位である。

『梁書』卷二十二王儉伝に、王儉について、天監七年以降のこととして、

除長兼秘書郎(二)、歴太子中舍人(八)、出為建安太守、……遷除黃門侍郎(十)、

とあり、『梁書』卷三十五蕭子範伝に、蕭子範について、同じく天監七年以降のこととして、

累遷丹陽尹丞(八)、太子中舍人(八)、出為建安太守、大司馬南平王戸曹属(八)、從事中郎(九)、

とある。右の南平王は梁の武帝の第八子偉のことである。²¹⁾したがって、この大司馬府は皇帝皇子のそれに当たる。

(丹陽尹丞を流内第八班としたことについては、後述参照。) つぎに、『梁書』卷三十七何敬容伝に、何敬容について、恐らく天監七年以降のこととして、

歴太子舍人(三)、尚書殿中郎(五)、太子洗馬(六)、中書舍人(四)、秘書丞(八)、遷揚州治中從事(九)、出為建安太守、……遷除黃門郎(十)、

とあり、『梁書』卷四十到溉伝に、到溉について、

歴(尚書)殿中郎(五)、出為建安太守、遷中書郎(九)兼(尚書)吏部郎(十一)、

とあり、『梁書』卷四十一蕭洽伝に、蕭洽について、恐らく天監七年以降のこととして、

出為南徐州治中(從事)(八)、……遷司空從事中郎(八〇九)、為建安太守、坐事免、

とある。右の司空從事中郎については皇帝皇子府のそれか、それ以外のものか具体的人名をかくので明確にしえなかったが、それにしても、右にあげたいいくつかの例から、建安太守の班位として流内第九班程度が想定できよう。²²⁾

以上煩雑な考証を行なったが、宋齊時代すでに郡太守の官位に分化が生じ、第三品に相当する郡守が存在していたこと、流内十八班制施行以降にあっては、流内第十二班以上の高い班位をもつ郡守が存在する一方で、流内第九班程度の班位しかもたない郡太守が存在していたことは、『隋書』百官志上、『通典』梁官品にみえる「郡守及郡丞各為十班」とある記事を郡太守が一律に流内第十班に位置づけられていたものと解釈することが不可能であることを示して

おり、いきおいこの記事は、嚴氏の解釈されたように郡太守の班位が十等の班位に分かたれていたことを示したものと
して解釈しなくてはなるまい。

三 郡丞及び県令の班位

以上述べたように「郡守及丞各為十班」とある「十班」を十等の意と解し、郡太守が十等に分かたれた班位におの
おの位置づけられていたと解釈するならば、この記事の書き様からみて、郡丞の班位も当然一律に流内第十班に位置
づけられていたと解すべきでなく、郡太守と同様にその班位が十等に分かたれていたと解しなくてはならない。これ
を証するためには史料的に郡丞就官者の数が少くなく、困難がつきまとうが、比較的まとまってみえる丹陽尹丞の班
位が流内第十班であったとは解し難いことから、やはり、郡太守の場合と同様のことが想定されると思う。なお、郡
丞は宋齊時代一律に第八品とされている。(ただし、丹陽尹丞についてはすでに他の郡丞よりも高官位にあったかも
しれない。)以下、天監七年の流内十八班制施行以降に丹陽尹丞についた人々の官序を示す。()は例によって班位
である。

まず、『梁書』卷三十三王筠伝に、王筠について、

累遷太子洗馬(六)、(太子)中舍人(八)、……出為丹陽尹丞、北中郎諮議參軍(九)、遷中書郎(九)、

とある。諮議參軍にも色々あるが、右の北中郎府の諮議參軍は流内第八班の太子中舍人と流内第九班の中書侍郎の間
に挟まれて現われているところから、これは皇帝皇子府のそれとすべきである。したがって、その班位は流内第九班
である。

つぎに、『梁書』卷三十五蕭子恪伝に、第六弟子範について、

又為司徒主簿（六）、累遷丹陽尹丞、太子中舍人（八）、

とあり、『梁書』卷三十五蕭子顯伝に、蕭子顯について、

累遷太子中舍人（八）、建康令（八）、邵王友（八）、丹陽尹丞、中書郎（九）、

とある。（建康令の班位については後述参照。）さらに、『梁書』卷二十二宗室太祖五王に、蕭靜について、

歴太子舍人（三）、東宮領直（？）、遷丹陽（尹）丞、給事黃門侍郎（十）、

とあり、『梁書』卷三十五蕭子雲伝に、蕭子雲について、

累遷北中郎外兵參軍（三）、晋安王文学（五）、丹陽尹丞、……遷北中郎廬陵王諮議參軍（九）、兼尚書左丞（九）、

とある。右の廬陵王は梁の武帝の第五子統のことである。したがって、この諮議參軍は皇帝皇子府のそれとなる。つ

ぎに、『梁書』卷四十到溉伝に、到溉の孫蓋について、

歴太子舍人（三）、宣城王主簿（四）、太子洗馬（六）、尚書殿中郎（五）、……除丹陽尹丞、……卒、

とある。右の宣城王は蕭繹（のちの元帝）の世子哀太子大器のことである。したがって、この王の府は嗣王府という

ことになる。つぎに、『陳書』卷二十一王固伝に、王固について、

遷太子洗馬（六）、掌東宮領直（？）、……除丹陽尹丞、……元帝承制、以為相國戸曹属（八）、掌管記、

とある。右に相国とあるのは元帝のことである。したがって、この府は皇弟皇子府に相当する。さらに、『陳書』卷二

十一孔奐伝に、孔奐について、

（司徒王僧弁）引奐為左西曹掾（六）、又除丹陽尹丞、……除大尉從事中郎（八）、

とある。右に太尉とあるのは王僧弁のこととされる。したがって、この從事中郎は庶姓府の從事中郎のこととされよ

う。⁽²⁵⁾

流内第八班の官についてのちに丹陽尹丞につき、つぎに流内第九班の官につく場合が二例（王筠伝、蕭子顯伝）、

丹陽尹丞についてのちに流内第九班の官につく場合が一例（蕭子雲伝）、丹陽尹丞についてのちに流内第八班の官につく例が二例（蕭子範伝、孔奐伝）みえる。これらから丹陽尹丞の班位は到底流内第十班とは考え難く、その班位は流内八班程度のものであったと考えてあやまりなからう。当時恐らく、郡丞のなかで丹陽尹丞の班位が最も高かったであろうから、これが流内第八班程度の班位しかもたなかったということとは、郡丞の班位を一律に流内第十班とする解釈の成立を困難なものとする。郡丞の班位も郡太守の場合と同様に、十等に分かれたりしたとする解釈の傍証とならう。

ちなみに、太子中舍人から丹陽尹丞へ、丹陽尹丞から太子中舍人に遷る例が三例ほどみえるが（王筠伝、蕭子雲伝、蕭子顯伝）、太子中舍人―丹陽尹丞ないしは丹陽尹丞―太子中舍人という官序は齊から梁にかけて官序上ひとつのコースとして定着していたのではないかと考えられる。『梁書』卷四十九到沆伝に、到沆について、

（天監）四年（五〇五）、遷太子中舍人、……其年、遷丹陽尹丞、

とあり、『梁書』卷五十二止足に、蕭暉について、

天監初、復為太子中舍人、丹陽尹丞、

とあり、『梁書』卷二十三蕭敷伝に、蕭敷について、天監七年以前のこととして、

遷丹陽尹丞、入為太子中舍人、

とある。幸にして、この推測にあやまりないとするならば、このことも丹陽尹丞の班位が流内第八班程度のものであったとする小論の推定を助けるものとならう。

ところで、『隋書』百官志上、『通典』梁官品には、「郡守及丞云々」とあるのにつづいて、県についても記載があり、「県制七班」とある。郡守、郡丞についての「十班」を十等に分かれた班位と解するならば、この「七班」も県令、県長が一律に流内七班に位置づけられていたと解することを困難なものとし、いきおいこの「七班」も、郡

太守、郡丞の場合と同様に七等に分かたれていた班位と解すべきこととなる。以下このことを、郡丞の場合と同様の方法で考えてみることにする。なお、宋齊時代にあつては、周知のように県令と県長とはもともと官位が異なっており、県令は第六品と第七品、県長は第八品にそれぞれ位置している。(したがって、県令、県長の場合もともとその官位は分化していたということになる。) 建康令を例にとろう。() は例によって班位である。

まず、『梁書』卷四十一劉潛伝に、劉潛について、

仍補(太子)洗馬(六)、遷(太子)中舍人(八)、出為戎昭將軍(?)、陽羨令(?)、……甚有稱績、擢為建康令、大同三年(五三七)、遷中書郎(九)、

とあり、『梁書』卷四十一褚球伝に、褚球について、恐らく天監七年以降のこととして、

遷太子洗馬(六)、散騎侍郎(八)、兼中書通事舍人(四)、出為建康令、……除北中郎諮議參軍(九)、俄遷中書郎(九)、復兼中書通事舍人(四)、

とある。右の北中郎將については具体的な人名をかくが、流内第八班たる散騎侍郎についたのちについていること、つぎにただちに流内第九班たる中書侍郎についていることから、流内第九班たる皇弟皇子府の諮議參軍のこととすべきであろう。つぎに、『梁書』卷四十三沈浚伝に、沈浚について、天監七年以降のこととして、

歷山陰(令)(?)、吳(令)(?)、建康令、並有能名、入為中書郎(九)、尚書左丞(九)、とあり、『陳書』卷二十一張種伝に、族子稚才について、恐らく陳時代のこととして、

仕為尚書金部郎中(五)、遷(尚書)右丞(八)、建康令、太舟卿(九)、とある。さらに、さきにあげた『梁書』蕭子顯伝に、蕭子顯について、

累遷太子中舍人(八)、建康令、邵陵王友(八)、丹陽尹丞(八)、中書郎(九)、とあった。また、『梁書』卷四十二伝岐傳に、父翽について、恐らく天監七年以降のこととして、

天監中、歷山陰（令）（？）、建康令、並有能名、官至驃騎諮議（參軍）（九）、とあり、岐自身についても、同じく天監七年以降のこととして、

除廷尉正（一六）、入兼中書舍人（四）、……出為建康令、坐公事免、

とある。右の驃騎將軍府については具体的な人名をかくので判断に苦しむが、皇帝皇子の府とすべきであろう。

流内第八班の官についてのちに建康令となり、つぎに流内第九班の官につく例が三例（劉潛伝、褚球伝、張稚才伝）、建康令についてのちに流内第九班の官についての例が二例（沈浚伝、傅翽伝）、流内第八班の官に挟まれるかたちで建康令が現われる例が一例（蕭子顯伝）である。これらから、建康令の班位は流内第八班程度であったと理解してよからう。

すでに流内第八班程度の班位をもつ県令が存在している以上、『隋書』百官志上、『通典』梁官品に「県制七班」とある「七班」を県令、県長が一律に流内第七班の班位に位置づけられていたと解することはできず、これもまた、郡太守、郡丞の場合と同様にその「七班」を七等に分かれた県令、県長の班位と解するのが妥当であろう。

四 郡太守の清濁

(1) 清官の郡太守

南朝にあっては、次門と後門出身者には官序のうえで「止法」が存在した。次門出身者は「改革」以前にあっては、第五品官（名実ともに第五品官であるもの。以下同じ）を極官とすべきであり、後門出身者は第七品官のうちの二品勲位をその極官とすべきであった。「改革」以降にあっては、次門出身については「止法」が存在していた。次門出身者はその流内十八班制において、流内第十一班の官を極官とすべきであった。したがって、「改革」以前にあっ

ては甲族出身者のみがつくべき第四品以上の官は全て清官からなるということになり、「改革」以降にあっては、同じく甲族出身者のみがつくべき流内第十二班以上に位置する官は全て清官からなることになる。⁽²⁸⁾ そうすると、前節まででみた第三品以上、流内第十二班以上に位置する郡太守は自から清官ということになる。さきにもたように宋齊時代、会稽太守、呉郡太守はその実質的官位を第三品以上に上昇させていた。幸い、この会稽太守、呉郡太守については、これらが清官であったことを明示する史料が存在する。

『宋書』卷五十一宗室に、劉思考について、

歷朝官、極清頭、為豫章、會稽太守、……泰始元年（四六六）、卒於散騎常侍、金紫光祿大夫、

とある。右の「清頭」というのは甲族のつくべき鮮やかな官という意味で、もちろん清官を意味する。⁽²⁹⁾ これは宋時代、会稽太守が清官とされていたことを示している。さらに、『南史』卷三十一の伝論に、

張裕（張茂度のこと）有宋之初、早參霸權、出入所歷、莫非清頭、

とある。「清頭」についてはすでにふれた。右は張茂度が宋王朝の創設にあたって功績があり、宋王朝創設後そのついでに官が全て清官であったことを示したものとされるが、茂度は（宋王朝創設後の）元嘉十八年（四四一）に会稽太守に就いている（『宋書』張茂度伝）。これも宋時代、会稽太守が清官であったことを示している。これは齊時代にあっても同様であろう。

つぎに、『宋書』張茂度伝をみると、さきにもたように、

茂度同郡陸仲元者、晋太尉玩曾孫也、以事用見知、歷清資、吏部郎、右衛將軍、侍中、呉郡太守、自玩洎仲元四世為侍中、時人方之金、張二族、

とある。ここに「清資」という言葉がみえるが、この際の「清資」というのは清官によって構成される官位序列といった意味とされる。⁽³⁰⁾ 尚書吏部郎、侍中が清官であったことはいうまでもない。右衛將軍もすでに述べたように宋齊時

代、その実質的官位は第三品官に相当しているから清官である。これは宋時代、呉郡太守が清官とされたことを示している。なお、陸仲元の属する家は四世連続して侍中就官者を出したというから、その家格は甲族のそれとして差し支えなからう。つぎに、『南齊書』卷二十三褚淵伝に、弟澄について、

歴官清顯、……建元中、為呉郡太守、

とある。建元は齊の年号である。「清顯」についてはすでにふれた。澄の起家官は不明であるが、彼の父湛之は宋の高祖の第七女に尚して著作佐郎に起家し、のちに尚書左僕射（第三品官）などについている（『宋書』卷五十二褚叔度伝）。澄自身も宋の文帝の女に尚しており、兄淵は著作佐郎に起家している。これから澄の家格は甲族のそれとしてまちがいない。以上より宋齊時代、呉郡太守が清官とされていたことが理解できる。そうすると宋齊時代、会稽太守、呉郡太守などと同様にその実質的官位を第三品以上に上昇させていた呉興太守、そして名実ともに第三品官としての実質をもっていた丹陽尹も、直接的明証をかくが、清官とされていたと想定してもあやまりなからう。

つぎに、天監七年の流内十八班制施行以降についてであるが、『南史』卷二十六袁憲伝をみると、袁憲について、陳時代のこととして、

自侍中遷呉郡太守、……憲以久居清顯、累表求解任、

とある。これは天監七年以降にあっても宋齊時代と同様に呉郡太守が清官とされていたことを示している。なお、憲は秘書郎に起家しており（『陳書』卷二十四袁憲伝）、その家格はもとより甲族としてのそれである。さらに、『陳書』卷十七の史臣の条に、

王冲以貴游早弁清貫、

とある。「清貫」というのは清なる官位といった意味で、もちろん清官の官位のことである。王冲は秘書郎に起家しており（『陳書』卷十七王冲伝）、その家格はもとより甲族としてのそれである。この「早弁清貫」というのは冲の全

官序を通じてのこととされよう。沖は梁の大同三年（五三七）以降の或る時期に呉郡太守についている。かくて、これも「改革」以降にあって、呉郡太守が清官であったことを示したものとされる。

呉郡太守が宋齊以来の高い官位を天監七年以降も保持しており、流内第十二班以上の班位を得ていたことについてはすでに述べた。このことは自ら流内十二班以上の班位をもつ郡太守が「改革」以降にあって清官とされていたことを察せしめる。そうした郡太守として、呉郡太守のほかには会稽太守、呉興太守、そして丹陽尹があったとして間違いないだろう。

つぎに、会稽太守、呉郡太守などのように宋齊時代には第三品以上、「改革」以降にあっては流内第十二班以上の官位はもちえなかったであろうが、清官とされた郡太守についてふれておく。

まず、さきにあげた『宋書』宗室にみえる劉思考の記事から、豫章太守が宋時代清官とされていたことがわかる。さらに、これもさきにあげた『宋書』張茂度伝によれば、茂度は宋王朝創設ののち、さきにみた会稽太守のほかに義興太守についている。したがって、義興太守も宋時代清官とされていたわけである。また、『宋書』卷四十二王弘伝に、王弘の子錫について、

少以宰相子、起家員外散騎（侍郎）、歷清職、中書郎、太子左衛率、江夏内史、

とある。右の「清職」は清官と同様の意味である。中書侍郎、太子左衛率は何れも清官である。なお、王弘の家は南朝第一の名家である琅邪の王氏に属し、しかもその主流を形成するものである。員外散騎侍郎起家したその子錫の家格はもとより甲族としてのそれである。また、『梁書』卷二十劉季連伝に、劉季連について、

季連有名譽、早歷清官、……建元中、季連為尚書左丞、永明初、出為江夏内史、

とある。季連はさきの思考の子である。建元、永明は何れも齊時代の年号である。以上あげた二例から、宋齊時代江夏（内史）太守が清官とされていたことが分かる。つぎに、『南齊書』卷三十八蕭景先伝に、蕭景先の子毅について、

以勲威子、少歷清官、太子舍人、(太子)洗馬、隋王友、永嘉太守、大司馬諮議參軍、南康太守、とある。太子舍人、太子洗馬は何れも清官である。これは斉時代、永嘉太守、南康太守が何れも清官とされていたことを示している。これは宋時代にあっても同様であつたらうし、さきにみた豫章太守、義興太守は斉時代にあつても必ずや清官とされたであらう。

ところで、ここで『宋書』卷七十五王僧達伝をみると、

兄錫罷臨海郡還、

とある。ここに王錫が臨海郡の太守になったことが示されている。この王錫はさきに王弘伝でみた王錫と同一人物である。(つまり、王僧達は王弘の子で錫の弟にあたるわけである。)王弘伝では錫が臨海太守についていたことは省略されているが、錫について「歷清職」とあるのは錫の全官序を通じてのこととすべきであらうから、宋時代臨海太守も清官とされていたとあやまりなからう。これは斉時代にあつても必ずやそうであつたであらう。

つぎに、「改革」以降についてであるが、さきにみた『陳書』王冲伝によれば、冲は吳郡太守のほかにも永嘉太守についている。これは「改革」以降にあつても、宋齊時代と同様に依然として永嘉太守が清官とされていたことを示している。そして恐らく、豫章太守、義興太守、江夏太守、南康太守そして臨海太守についても同様のことを想定しても差し支えなからう。

(四) 濁官の郡太守

明確に清官とされる郡太守が存在する一方、明確に濁官とされる郡太守もまた存在する。

『南齊書』卷三十二王琨伝に、

時王儉為宰相、屬琨用東海郡迎吏、琨謂信人曰、語郎、三台五省、皆是郎用人、外方小郡、当乞寒賤、省官何容復

奪之、遂不過其事、

とある。右の王儉と王琨の間で郡太守の人事をめぐってのやりとりが起こったのは齊の建元元年（四七九）から同年までの間のことである。当時琨は本州大中正であり、東海郡は冀州に属していた。琨はその本質を南琅邪郡臨沂県にかけていた。当時南琅邪郡（その属県に臨沂県をふくむ）は南徐州に属していた。したがって、琨は当時南徐州大中正であったとすべきである。当時儉は尚書僕射かあるいは右僕射で吏部尚書を兼ねていた。それを宰相といっているのはのちの時期の投影である。したがって、この『南齊書』王琨伝の記事は、吏部尚書として直接官人の人事を行なっている儉が、冀州の東海郡の太守に、当時三台五省の官人であって迎吏であった某を任命しようとしたが、そのものの本貫が南徐州にあつたので、南徐州大中正たる琨に資籍（家格）面からみてそれが妥当であるという承認を頼んだ。それにはたいして琨は、外方の小郡は寒賤にあたえるべきであり、それ以外のものにあたえるべきでない、として儉の依頼を握り潰したことを物語っているとされる。⁽³²⁾

ところで、右にみえる迎吏についてであるが、これは南徐州の迎吏とすべきである。刺史が初めて任地に臨むとき州大中正が州内の才業の高いものを選んで主簿を兼ねさせ、刺史を迎えるといったことがあり、郷党があげて迎西曹としたものもそのような任務をもつものである。一般的にいっただけで、次門程度の家格をもつものなかから選ばれるものとされよう。ところで、右の王琨伝によれば、そうした迎吏が寒賤以外のものとされている。家格の面からいって、寒賤というのは次門以下のものをさす。甲族のものを寒賤ということはない。⁽³³⁾ここで『南史』卷六十徐勉伝をみると、

旧揚徐首迎主簿、尽選国華、中正取勉子崧、充南徐選首、

とある。ここに揚州と南徐州の場合は、その首迎主簿に迎吏にはことごとく「国華」を取るものであったことが示されている。「国華」というの秘書郎に起家するような第一流の甲族をさす。王琨伝に見える東海郡の太守にあてられ

ようとしたかつて迎吏であった某は、必ずや南徐州の首迎主簿であったものであろう。そうすると、齊時代冀州の東海郡の太守がもっぱら寒賤のものがつくべき郡太守とされたこと、換言すれば濁官とされていたことが理解されよう。

さらに、ここで『宋書』卷五十二謝景仁伝をみると、謝景仁について、これは東晋末のことではあるが、

又遷吏部尚書、坐遷吏部令史邢安泰為都令史、平原太守、二官共除、安泰以令史職拜曷陵廟、為御史中丞鄭鮮之所糾、白衣領職、

とある。令史は後門出身者のつく代表的な官、つまり勲位である。したがって、安泰の家格は後門としてのそれであったとされる。ところで、景仁は安泰を同じく後門出身者のつくべき都令史につけ、同時に平原太守につけたわけであるが、この人事は景仁にとって一般的なものであって、都令史と平原太守が同等の官位をもっていたがゆえにこうした人事を行なったものと考えられまいか。幸にして、この推測にあやまりないとするならば、東晋時代、ひいては南朝を通じて平原太守も濁官の郡太守とされていたということにならう。

ちなみに、『宋書』宗室、長沙景王道憐の頃に、

元嘉時、淮西江北長吏、悉叙勞人武夫、多無政術、雖合酬庸之典、未免擾民之患、又不可以不慎也。

とある。これは具体的な郡名をかくが、こうした「勞人武夫」の任せられる淮西、江北の郡の太守は必ずや濁官と目されていたであろうし、これも具体的郡名は不明ではあるが、『宋書』卷八十一劉秀之伝に、

梁、益二州土境豐富、前後刺史、莫不營聚蓄、多者致万金、所攜資億、並京色貧士、出為郡県、皆以苟得自資、とある。こうした「京邑貧士」が多くついたという梁州、益州に属する郡の太守も濁官とされていたと考えてもあまりなからう。

なお郡丞についてであるが、丹陽尹丞についてはそれが清官とされていたことを察せしめる史料が存在する。『陳

書』卷三十二謝貞伝に、陳時代謝貞はその死にあたり、族子凱に遺疎しているが、それに、

吾少罹酷罰、十四傾外陰、十六鐘太清之禍、流離絶国、二十余載、号天踏地、遂同有感、得還侍奉、守先人墳墓、於吾之分足矣、不悟朝廷採捨空薄、累致清階、縦其殞絶、無所酬報、

とある。右に「清階」という言がみえるが、官に関する「階」という語には二つの意味がある。その一は官の等級といった意味であり、その二は官序といった意味である。³⁴何れにしてもこの「清階」というのは清官によって構成されるもの、ということになる。貞が「累致清階」したというのはその全官序を通じてのこととされよう。³⁵貞はその官途の中途で丹陽尹丞についている。そうすると、これは丹陽尹丞が陳時代清官とされていたことを示したものとなる。これは南朝を通じてのこととしてよからう。なお、貞は東晋の太傅安の九世の孫にあたり、祖父の綏は恐らく梁の著作佐郎に起家しており、その従舅は甲族王筠である。貞の家格は甲族としてのそれとしてよからう。(県令、県長については、それと清濁の関係を明示する史料は存在しないようである。)

むすびにかえて

宋齊時代にすでに郡太守の官位に分化が生じていたこと、「改革」以降太子詹事、列曹尚書に相当する班位をもつ郡太守が具体的に存在していたことなどから、郡太守の班位についての嚴氏の見解に妥当性が存在すること、郡太守は決して六朝官制の特色を示す官の清濁ということと無関係であったわけではなく、郡太守にも清官、濁官の区別が存在していたことなどについて述べた。

ところで、『隋書』食貨志、『通典』禄秩には、また「丹陽呉郡会稽郡同太子詹事尚書班、云々」とある記載と同一の文脈上に「揚徐等大州比令僕班、寧桂等小州比参軍」とあって、揚州刺史、南徐州刺史が尚書令、尚書僕射の班

に、寧州刺史、桂州刺史が参軍の班に比されることが示されている。そうすると、州刺史についても各州刺史が一律に同一の班位に位置づけられたわけではなく、それぞれ異なった班位をもち、流内等十六班(尚書令)を最高とし、流外第三班(参軍の最低は庶姓府の長兼参軍である)を最低とするということになる。 (ただし、寧州、桂州等の刺史の班位を流外の参軍と同程度のものであるのは、郡太守の最低の班位である流内第三班に比しても著るしく低いので、郡太守の場合と同じ様に流内に位置する参軍の班位に比定すべきであろう)。

また、州刺史と清官、濁官との関連についてであるが、少くなくとも「改革」以降にあっては、尚書令、尚書僕射の班位に比されたという揚州、南徐州の刺史が清官とされていたことは確かであり、そしてこのことは、「改革」よりも前にあっても必ずやそうであったであろう。

註

- (1) 嚴耕望氏、『中国地方行政制度史』上編(一)一九六三年 二二六～二二九頁。
- (2) 中村圭爾氏、『六朝貴族制研究』一九八七年 第二編第二章「九品官制における官歴」。
- (3) 『通典』では卷三十五職官十七禄秩に同様の記述がみえる。
- (4) 越智重明氏、『魏晋南朝の貴族制』一九八二年 第五章「制度的身分」族門制をめぐって。甲族、次門、後門という呼称は右の著書による。
- (5) 南朝にあって、どのような種類の官が清官とされ、どのような種類の官が濁官とされていたのかということについては、宮崎市定氏、『九品官人法の研究』一九五八年 第二編第三章四「清要官の發達」及び第二編第三章九「勳位制の成立」、越智重明氏、『南朝の清官と濁官』(『史淵』九十八輯)、上田早苗氏、「貴族的官制の成立——清官の由来とその性格」(『中国中世史研究』一九七〇年)、前掲、「九品官制における官歴」、周一良氏、「南齊書丘靈鞠伝試積兼論南朝文武官位及清濁」(『魏晉南北朝史論集』一九六三年)、拙稿、「南朝の官位をめぐる一考察」(『九州大学東洋史論集』十六号)・「南朝の官位と家格をめぐる諸問題」(『史淵』一二六輯)を参照。
- (6) 宮崎市定氏は地方官は清濁と無関係であるとして郡太守に言及されている。(前掲、『九品官人法の研究』第二編第二章七「官僚ピラミッドの内部構造」一二八～一二九頁)。

- (7) 『宋書』卷四百官志下及び『通典』卷三十七宋官品。
- (8) 第二編第三章四。
- (9) 前掲、「九品官制における官歴」。小論を編むにあたって種々益を受けた。
- (10) 前掲、「南朝の官位と家格をめぐる諸問題」。
- (11) 前掲、「南朝の官位をめぐる一考察」。
- (12) 例えば少府の官位は第五品の黄門侍郎の下位にある。(前掲、「前朝の官位をめぐる一考察」)。
- (13) 前掲、「南朝の官位と家格をめぐる諸問題」。
- (14) 『梁書』卷二十三衡陽嗣王元簡伝にみえる蕭元簡の官序は例外的なものとすべきである。
- (15) 中華書局版『宋書』により改訂
- (16) この際は金紫光祿大夫と呉郡太守を併せもったものかもしれない。たとえそうであっても、小論の論旨を妨げるものではない。
- (17) 越智氏、「王僧虔の戒子書をめぐって」(『東方学』六十三輯)。
- (18) 前掲、「九品官制における官歴」。
- (19) 『隋書』卷二百六官志上、『通典』卷三十七職官十九梁官品にみえる班位による。
- (20) 周知のように「改革」にあたり、武官は文官とは別に流内二十四班制が施行され、文官の流内十八班制とは別体系とされている。この流内十八班制と流内二十四班制とは没交渉ではなく、軍号のなかには流内十八班のなかの何れかの官に比擬されるものもある。(越智氏、「梁陳時代の甲族起家の官をめぐって」(『史淵』九十七輯)。小論でとりあげた軍号については遺憾ながら、そうしたことが不明である。この例もふくめて以下で班位を(?)としたのはそうした意味からである。
- (21) 『梁書』卷二十二太祖五王。
- (22) 宋齊時代の建安太守の官位はほぼ官品表通りの第五品であったと思われる。
『南齊書』卷四十三王思遠伝に、
(王) 思遠求出為遠郡、除建安内史、……除中書郎、大司馬諮議、
とあり、『梁書』卷五十一何胤伝に、何胤について、
起家齊秘書郎、遷太子舍人、出為建安太守、為政有恩信、民不忍欺、……入為尚書三公郎、不拜、遷司徒主簿、……累遷中

書郎、

とあり、『梁書』卷二十一江蒨伝に、江蒨について、

除太子洗馬、累遷司徒左西屬、太子舍人、秘書丞、出為建安內史、視事替月、……及建康城平、蒨坐禁錮、

とあり、『梁書』卷五十二陶季直伝に、陶季直について、

(齊) 明帝既見、便留之、以為驍騎諮議參軍、兼尚書左丞、仍遷建安太守、政尚清靜、百姓便之、遷為中書侍郎、
とある。これらから、宋齊時代の建安太守の官位は中書侍郎程度のものであったとしてよいのではなからうか。

(23) 『梁書』卷一九宗室高祖三王。

(24) 『梁書』卷八哀太子伝。

(25) 『梁書』卷五元帝本紀。

(26) 王僧弁は司徒から太尉に遷っている。(『梁書』卷四十五王僧弁伝)。

(27) 山陰令が宋齊時代第六品の県令であったことについてはすでに指摘がある。(前掲、「勲位制の成立」)。小論でとりあげる建康令も恐らくその程度であったと思われる。第七品(以下)の県令としては、『宋書』卷八十四鄧琬伝に、晋安王の乱後の論功行賞についての記載があるが、そこに、

詔曰、……永新令庾生、……可贈奉朝請、

とある。後門出身者が何らかの事情で勲位を脱して、次門のつくべき官につくことがあるが、その最初の官が奉朝請である。(前掲、「九品官制における官歴」)。そうすると、右の永新令は第七品以下のしかも勲位とされていた可能性が高い。

(28) 前掲、「制度的身分」族門制をめぐって」。

(29) 前掲、「南朝の清官と濁官」。

(30) 前掲、「南朝の清官と濁官」。

資については中村氏、「初期九品官制における人事」(『中国貴族制社会の研究』一九八七年)を参照されたい。

(31) 前掲、「南朝の清官と濁官」。

(32) この記事は旧来色々な読み方をされているが、越智氏の示された読み方が最も妥当性を有するものと考えられる。(前掲、「魏晉南朝の貴族制」第六章第八節「南朝における州大中正の職分」)。

(33) 前掲、「制度的身分」族門制をめぐって」。

南朝の郡太守の班位と清濁

(34) 前掲、「南朝の清官と濁官」。

(35) 『陳書』謝貞伝に、「十四傾外陰」とあるのは十四歳にして貞が父蘭を失なつたことを示し、「十六鐘太清之禍」とあるのは、十六歳のときに侯景の乱、それにつつき江陵が陥落し、貞が西魏に拉致されたことを示す。貞はこののち太建五年（五七三）にやっと南帰を果し、以後陳王朝に出仕している。したがって、南朝にあつて正式に官途についたのは陳王朝においてである。

なお、父蘭については『梁書』卷四十七孝行にその伝がある。